

深谷商工会議所技能功労者表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、永く同一の職業に従事し技能の錬磨、後進の育成等その職種の上昇、地域経済の発展に寄与した者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、主として商工会議所会員事業所で職業に従事している者であって、次に定める条件を満たすものとする。

(1) 技能功労者

- ア 技能者として、同一職業に30年以上従事している者であること。
- イ すぐれた技能を持ち、後進の模範となっている者であること。

(基準日)

第3条 前条に規定する30年以上の経験の基準日は、毎年4月1日とする。

(技能職種の範囲)

第4条 表彰の対象となる職種は、別表1のとおりとする。

(推薦方法)

第5条 表彰を受けようとする者（以下「候補者」という。）の推薦は、当該候補者が勤務する事業主及び事業所が加入する団体が行うものとする。

2 前項の規定により、推薦者は表彰基準に該当する者があるときは、深谷商工会議所技能功労者表彰推薦書（様式第1号）を会頭に提出し、負担金を納付しなければならない。

(負担金)

第6条 深谷商工会議所技能功労者表彰の負担金は、別表2のとおりとする。

(決定方法)

第7条 会頭は、前条の規定により深谷商工会議所功労者表彰推薦書の提出があったときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは当該推薦を受けた者を技能功労者として決定し、表彰を行う。

(表 彰)

第8条 会頭は、次の各号に定めるところにより表彰を行うものとする。

(1) 技能功労者表彰

被表彰者に対し、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は平成27年7月21日から施行する。

附 則 この要綱は平成29年10月1日より一部を改正し、施行する

(別表 1) 対象職種

職業部門	業種：職種	
1 製品製造・採掘	1. 食品製造業、飲料・飼料製造業（従事者）	畜産食料品製造、水産食料品製造、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造、調味料製造、糖類製造、精穀・製粉製造、パン・菓子製造、動植物油脂製造、清涼飲料製造、酒類製造、茶・コーヒー製造、製氷、飼料・有機質肥料製造、その他（従事者）
	2. 繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業（従事者）	製糸・紡績・ねん糸製造、織物・ニット生地製造、染色整理、綱・網製造、レース・繊維雑品製造、織物製造、外衣・シャツ製造、ニット製外衣・シャツ製造、下着類製造、和装製品・足袋製造、その他（従事者）
	3. 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業（従事者）	製材業、木製品製造、造作材・合板・建築用組立材料製造、木製容器製造、家具製造、建具製造、その他（従事者）
	4. 紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業	紙製造、加工紙製造、紙製品製造、紙製容器製造、その他のパルプ等製造、印刷、製版、製本業・印刷物加工、印刷関連、その他（従事者）
	5. 化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業（従事者）	化学肥料製造、無機化学工業製品製造、有機化学工業製品製造、化学繊維製造、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造、医薬品製造、化粧品・歯磨・その他化学製品製造、石油精製、潤滑油・グリース製造、舗装材料製造、その他の石油製品・石炭製品製造、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造、工業用プラスチック製品製造、発泡・強化プラスチック製品製造、プラスチック成形材料製造、その他のプラスチック製品製造、タイヤ・チューブ製造、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造、その他（従事者）
	6. なめし革・同製品・毛皮製造業（従事者）	なめし革製造、工業用革製品製造、革製履物用材料・同附属品製造、革製履物製造、革製手袋製造、かばん製造、袋物製造、毛皮製造、その他（従事者）
	7. 窯業・土石製品製造業（従事者）	ガラス・同製品製造、セメント・同製品製造、建設用粘土製品製造、陶磁器・同関連製品製造、耐火物製造、炭素・黒鉛製品製造、研磨材・同製品製造、骨材・石工品等製造、その他（従事者）
	8. 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業（従事者）	製鉄、製鋼・製鋼圧延、製鋼を行わない鋼材製造、表面処理鋼材製造、鉄素形材製造、非鉄金属第1次製錬・精製、非鉄金属第2次製錬・精製、非鉄金属・同合金圧延、電線・ケーブル製造、非鉄金属素形材製造、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造、洋食器・刃物・手道具・金物類製造、暖房装置・配管工事用附属品製造、建設用・建築用金属製品製造、金属素形材製品製造、金属被覆・彫刻業、熱処理、金属線製品製造、ボルト・

		ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造、その他（従事者）
	9. 一般機械器具製造業（従事者）	ボイラ・原動機製造、農業用機械製造、建設機械・鉱山機械製造、金属加工機械製造、繊維機械製造、特殊産業用機械製造、一般産業用機械・装置製造、事務用・サービス用・民生用機械器具製造、その他（従事者）
	10. 電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業（従事者）	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造、民生用電気機械器具製造、電球・電気照明器具製造、電子応用装置製造、電気計測器製造、通信機械器具・同関連機械器具製造、電子計算機・同附属装置製造、電子部品・デバイス製造業、その他（従事者）
	11. 輸送用機械器具製造業（従事者）	自動車・同附属品製造、鉄道車両・同部分品製造、船舶製造・修理、船用機関製造、航空機・同附属品製造、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造、その他（従事者）
	12. 精密機械器具製造業（従事者）	計量器・測定器・分析機器・試験機製造、測量機械器具製造、医療用機械器具・医療用品製造、理化学機械器具製造、光学機械器具・レンズ製造、眼鏡製造、時計・同部分品製造、その他（従事者）
	13. その他の製造業（従事者）	貴金属・宝石製品製造、楽器製造、がん具製造、運動用具製造、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造、漆器製造、畳・傘等生活雑貨製品製造、武器製造、情報記録物製造、他に分類されないその他の製造業従事者、その他（従事者）
	14. 鉱業（従事者）	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業
2 建設	1. 総合工事業（従事者）	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築工事、建築リフォーム工事、その他（従事者）
	2. 職別工事業（従事者）	大工工事、とび・土工・コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、石工・れんが・タイル・ブロック工事、左官工事、板金・金物工事、塗装工事、床工事、内装工事、その他（従事者）
	3. 設備工事業（従事者）	電気工事、電気通信・信号装置工事、管工事、機械器具設置工事、建設機械オペレーター、クレーン・ウインチ運転従事、その他（従事者）
3 その他、会頭が適当と認めた職種		

(別表 2) 深谷商工会議所技能功労者表彰負担金

被表彰者（候補者）1名	2,000円（消費税別）
-------------	--------------

深谷商工会議所技能功労者表彰 推薦書

深谷商工会議所会頭 殿

推薦事業所又は団体名

所在地

電話番号

代表者氏名

印

ふりがな 氏名				職 種 (別表 1)			
住 所							
生年月日		年 月 日		勤続年数		年	
職 歴	事業所名		所在地		在職期間		職務内容
					年 月～ 年 月		
					年 月～ 年 月		
					年 月～ 年 月		
					年 月～ 年 月		
在職期間合計				年 月			
表彰の有無		有・無	表彰を受けた 回数		回	受賞先	
事業所名				所在地			
代表者名				業 種			
後進指導育成 の概要							
推薦の理由							